

4・2 京都市地区計画（都市計画）により規制されている業種

決定・告示 平成14年1月21日

（1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）第2条1項に規定する「風俗営業」

（同項第2号に掲げる「待合、料理店、カフェその他これに類するもの」を除く。）の内、次のような業種

- ア、キャバレー、その他これに類するもの（第1号）
- イ、ナイトクラブ、その他これに類するもの（第3号）
- ウ、ダンスホール（ダンス練習場を除く）、その他これに類するもの（第4号）
- エ、客席の照度が10ルクス以下の喫茶店、バー、その他これらに類するもの（第5号）
- オ、他から見通すことが困難であり、かつ広さ5m²以下の客席を設ける喫茶店、バー、その他これらに類するもの（第6号）
- カ、麻雀屋、パチンコ屋、その他これらに類するもの（第7号）
- キ、スロットマシン、テレビゲーム機、その他これらに類するゲームセンター（第8号）

（2） 風営法第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」の内、次のような業種

- ア、ソープランド及びこれに類するもの（第1号）
- イ、ファッショナヘルス及びこれに類するもの（第2号）
- ウ、同伴ホテル、その他これに類するもの（第3号）
- エ、ヌードスタジオ、ストリップ劇場、その他これらに類するもの（第4号）
- オ、アダルトショップ、その他これに類するもの（第5号）

（3） 風営法第2条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介業」の内、次の業種

- ア、テレホン・クラブ、その他これに類するもの

（4） その他の「商環境・住環境を悪化させる営業」の内、次に掲げるもの

- ア、カラオケ・ボックス、その他これに類するもの